発展を目指す企業家のための経営指南役

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

No. 786

平成26年10月27日 (月曜日)

発行)株式会社ノースアイランド東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人 事

「女性の活躍推進法案」を閣議決定 301人超企業に数値目標設定義務付け

安倍内閣は「女性の活躍」を推進するため、従業員が301人を超える企業・団体に対し、女性管理職の割合など数値目標を自主的に設定する「事業主行動計画」を公表することを義務づける法案(通称「女性新法」)を決定した。女性の採用比率、労働時間の状況など数値目標を少なくとも1つ自主的に設定し行動計画を発表する。300人以下の企業等には数値目標設定は一律でなく「努力義務」とした。

この法案には、国が公共工事の実施や物品の調 達などにあたって女性の登用に積極的に取り組 んでいる企業・団体への発注を増やすことも盛り 込まれていて、いわば「インセンティブ」(刺激 策)付の促進策だ。ただし、企業には有価証券報 告書に役員の女性比率の記載を内閣府令で義務 付ける。業種の違いなどもあるため一様ではなく 企業側に罰則規定はないが、優良企業を認定する 制度を設ける。それにしても矢継ぎ早に施策を放 つアベノミクス。例えば政労使会議で「年功賃金 の見直し」発言が波紋を広げている。「子育て世 代に手厚く賃金を分配すべきだ」という趣旨で、 若年世代まで意識した意味は女性新法とダブル。 一方「政府は企業の労務対策まで口出しし、中高 年の切り捨てか」とヒガミ節も聞こえてくる。経 団連の榊原新会長は女性新法に「企業側の自由度 がある程度確保できる形が望ましい」と語り「一 律目標設定」をけん制していた。

税務会計

法人の黒字申告割合は3年連続の増加 申告所得・申告税額は4年連続の増加

国税庁がこのほど発表した2013年度の法人税の 申告事績によると、今年6月末現在の法人数は前年 度から0.7%増の300万7千法人で、うち2013年度内 に決算期を迎え今年7月までに申告した法人は、同 0.4%増の277万1千法人だった。

その申告所得金額は同17.9% (8兆906億円) 増 の53兆2780億円、申告税額の総額も同9.3% (9298 億円) 増の10兆9403億円と、ともに4年連続の増加 となった。

この結果、法人の黒字申告割合は、前年度に比べ 1.7ポイント上昇して29.1%となり、3年連続の増加となった。

もっとも、初めて30%を割り込んだ2008年度から2010年度(25.2%)までは、3年連続で過去最低を更新していたもので、黒字申告割合は低水準が続いている。法人の黒字申告割合は、過去最高だった1973年度(65.4%)の半分にも満たない低い数字が、1993年度から21年も続いていることになる。

4年連続の増加となった黒字法人の申告所得金額は、黒字申告1件あたりでは前年度に比べて10.9%増の6619万円となった。一方、申告欠損金額は、同24.1%減の12兆7744億円となり、赤字申告1件あたりの欠損金額も同22.6%減の650万円と、ともに大幅に減少し、企業業績の改善がうかがえる結果となった。ちなみに、申告所得金額のピークは2006年度の57兆828億円、申告欠損金額のピークは1999年度の33兆2791億円だった。

今週のキーワード

女性活躍 推進法案 法案は「改定日本再興戦略の柱として労働政策審議会(厚労相の諮問機関)の答申案に基づく。女性登用比率の数値目標3割義務化は経済界の反発を受け見送られた経緯がある。①女性の採用、昇進の機会の提供②仕事と家庭の両立を図るための環境整備③本人の意思の尊重の基本原則や、女性の職場選びに役立つ企業情報公開の義務化などが明記された。10年間の時限立法で来年度から実施予定。